

物件 1

仕様書（飲料用自動販売機）

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び空き容器の回収ボックスのすべてが収まる、設置に支障のない範囲で薄型の大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めるとともに、その他平川市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に對して、可能な限りこれに協力すること。

(3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

(4) 販売品

ア 販売品の容器はすべてキャップ付きとすること。

イ 販売品目は一般市場で認知、支持されているお茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類、たばこの販売は行わないこと。

ウ 販売品の選定に当たっては、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。

エ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

オ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

カ 販売品の販売価格は、同施設内に自動販売機が複数設置されている場合、他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

キ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、各施設担当者と協議すること。

(5) キャッシュレス決済対応

交通系電子マネー決済及びQRコード決済に対応する機能を有するものとすること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)を遵守した措置を講じるものとする。

- ウ 転倒防止金具のうち、転倒防止板については、歩行や車椅子の通行の障害にならないように配慮して設置する。
- エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。
- オ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 空き容器の回収等

- ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた回収ボックスを必要数設置すること。
- イ 複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で回収方法等を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し処理すること。
- ウ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。
- エ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の空き容器があふれ又は周囲に散乱することがないよう、十分な収容容積を持つものとする。
- オ 回収ボックスには空き容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の空き容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、空き容器と一般ごみの混入防止を図ること。
- カ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないように十分に配慮すること。特に夏季は注意し、回収ボックス周辺に空き容器が散乱しないよう努めること。
- キ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わず、すべて設置事業者の責任で回収し処理すること。
- ク 回収した空き容器の処理は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高等について、報告すること。

(4) 維持管理責任

- ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。
- ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、各施設担当者の指示に従うこと。
- エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。
- オ 平川市の責めによることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。

カ 自己都合により機器を撤去または交換しようとするときは、事前に各施設担当者に通知すること。

キ 自動販売機の設置に係る電気料は、設置事業者の負担とし、別途請求するものとする。

(5) 災害時の無償提供

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に平川市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

(6) その他

ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、各施設担当者に書面で通知すること。

ウ 2 (1)エ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

仕様書（アンパンマン自販機）

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び空き容器の回収ボックスのすべてが収まる、設置に支障のない範囲で薄型の大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めるとともに、その他平川市が実施する環境配慮に係る取り組みへの協力要請に對して、可能な限りこれに協力すること。

(3) 販売品

ア 販売品目は一般市場で認知、支持されているお茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類、たばこの販売は行わないこと。

イ 販売品の選定に当たっては、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。

ウ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

エ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

オ 販売品の販売価格は、同施設内に自動販売機が複数設置されている場合、他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

カ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、各施設担当者と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」(JIS 規格) 及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 転倒防止金具のうち、転倒防止板については、歩行や車椅子の通行の障害にならないように配慮して設置する。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

オ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機

堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 空き容器の回収等

- ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた回収ボックスを必要数設置すること。
- イ 複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で回収方法等を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し処理すること。
- ウ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。
- エ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の空き容器があふれ又は周囲に散乱することがないよう、十分な収容容積を持つものとする。
- オ 回収ボックスには空き容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の空き容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、空き容器と一般ごみの混入防止を図ること。
- カ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないように十分に配慮すること。特に夏季は注意し、回収ボックス周辺に空き容器が散乱しないよう努めること。
- キ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わず、すべて設置事業者の責任で回収し処理すること。
- ク 回収した空き容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高等について、報告すること。

(4) 維持管理責任

- ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。
- ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、各施設担当者の指示に従うこと。
- エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。
- オ 平川市の責めによることが明らかな場合を除き、盜難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。
- カ 自己都合により機器を撤去または交換しようとするときは、事前に各施設担当者に通知すること。
- キ 自動販売機の設置に係る電気料は、設置事業者の負担とし、別途請求するものとする。

(5) その他

- ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

イ　自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、各施設担当者に書面で通知すること。

ウ　2 (1)エ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。